

令和 3 年度

第 11 回 第二農地部会 定例会 議事録

令和 4 年 2 月 25 日（金）

頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

令和3年度 第11回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和4年2月25日(金)午後2時00分

会 場 頸城コミュニティプラザ2階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(12名)

19番 上野 栄一	5番 岸田 健	1番 小山 一成
2番 五十嵐 隆一	9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一
17番 岩崎 欣一	18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子
21番 望月 博	22番 山本 誠信	24番 笠原 浩一

(2) 農地利用最適化推進委員(16名)

(安塚区) 高波 澄男、青田 俊一  
(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一  
(大島区) 高橋 三登一、田邊 清一  
(牧区) 金井 薫、中川 正道  
(柿崎区) 宮川 武彦、長井 恒夫、小池 孝志  
(大潟区) 細谷 正夫  
(頸城区) 上井 康二、大島 伸一  
(吉川区) 常山 哲夫  
(三和区) 高橋 浩一

2 欠席委員

(1) 農業委員…なし

(2) 農地利用最適化推進委員…(牧区) 米川 尚登、(吉川区) 中嶋 琢郎  
(三和区) 福原 弥の3名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主 任	春谷 政男	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	小林 隆浩	主任 上田 良広
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	閨間 邦明	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	班 長	中条 崇	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

5番 岸田 健 9番 大滝 正秋

(2) 審議案件

牧区駐在室の先行議案分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の取消について

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

②浦川原区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑨三和区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時 それでは、これより令和3年度第11回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員12名、欠席委員0名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員16名、欠席推進委員3名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>5番 岸田 健 委員、9番 大滝 正秋 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、引き続き全員での唱和を休止し、代わりに代表者が憲章を読み上げますので、他の皆さんは着座のまま、黙読をお願いいたします。</p> <p>それでは、10番 滝沢 記一 委員に読み上げていただきます。</p> <p>滝沢委員、よろしく願いいたします。</p>
滝沢委員	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議 長	<p>滝沢委員、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【6. 議事】 これより、議案の審議に入ります。</p>

≪牧区駐在室の議案≫

議 長

最初に牧区駐在室の先行議案分から審議に入ります。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の取消について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」事務局の説明を求めます。

牧区

牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。

駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消について」説明いたします。

番号1番から2番までの2件は、先月の第二農地部会定例会において、上越市農用地利用集積計画の決定について提案し、ご審議いただいた案件です。

集積計画の公告後、申請内容に誤りがありましたことから、取り消しについてお詫りするものです。今後、このようなことがないように十分留意するとともに、お詫び申し上げるものであります。

取り消しの理由については、上程月を誤ったため、取り消すものであります。また、取消後、本来の適正な議案を後ほど上程する必要があることから、議決後、速やかに市長に取消を請求するとともに、牧区の通常の案件の上程前までに取消公告するように要請するものであります。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり取消について賛成の方は、挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり取消することとし、上越市農用地利用集積計画の取消を速やかに市長に要請するとともに、牧区の通常の案件の上程前までに取消の公告を要請することに決定します。

議 長

以上で先行議案分について、審議を終わります。

それでは、通常の議案の審議に入ります。

≪安塚区駐在室の議案≫

議 長

最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めま

す。

安塚区  
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願ひいたします。  
議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 3 件についてご説明いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。  
番号 2109 番から番号 2111 番までの 3 件です。  
番号 2109 番及び番号 2111 番は、再設定です。  
番号 2110 番は、渡人が自作していましたが、労力不足により新たに認定農業者へ貸し付けるものです。  
なお、この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### 《浦川原区駐在室の議案》

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

#### ＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしくお願ひいたします。  
報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。  
議案書は 1 頁をご覧ください。番号 2505 番から 2506 番までの 2 件です。  
いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、農地中間管理機構へ貸付予定です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたしま

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は、2頁をご覧ください。

内訳は、賃借権設定が1件です。

詳細については、2頁2503番に掲載しましたので、ご覧ください。

番号2503番は、労力不足により農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。

内訳は権利の設定が1件です。

詳細については、3頁2508番に掲載しましたので、ご覧ください。

番号2508番は、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構

から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪大島区駐在室の議案≫

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」 ご説明いたします。

議案書は1頁から2項をご覧ください。

番号2914番から2917番までの4件です。

新規の貸借権設定2件についてご説明いたします。番号2916番、2917番です。

いずれも労力不足より地域の農業者へ貸し付けるものです。

なお、番号2916番の終期は他の契約している筆と合わせるため、令和6年12月27日に設定するものです。

これら4件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)



議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪牧区駐在室の議案≫

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、2頁番号3310番の1件は、長瀬委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により長瀬委員は一時退席をお願いいたします。

(長瀬委員退席)

議 長

それでは、長瀬委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

牧区  
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定1件について説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。

番号3310番は、譲渡人の労力不足により、地域の担い手に貸し付けるものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、長瀬委員関連の番号3310番の1件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり決定することといたします。

(長瀬委員復席)

議 長

続きまして、貸借権設定30件のうち、長瀬委員関連の番号3310番を除く29件について、事務局の説明を求めます。

<p>牧 区 駐在室</p>	<p>議案書は、1 頁から 7 頁をご覧ください。 新規の貸借権設定 16 件について説明いたします。 1 頁 3308 番、2 頁 3313 番、4 頁 3320 番、6 頁 3333 番は、譲渡人の労力不足により、地域の担い手に貸し付けるものです。 1 頁 3309 番及び 2 頁 3311 番から 3319 番までの計 10 件は、これまで農地利用集積円滑化団体を介して契約されていましたが、契約期間満了に伴い、新たな耕作者と賃貸借契約を締結するものです。 6 頁 3335 番から 3337 番までの 3 件は、新たに農地中間管理機構に貸し付けるものです。 いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>大滝委員</p>	<p>番号 3320 番の 10 a 当たりの賃借料がコシヒカリ 8.79 kg となっているが、何か意味があるのか。</p>
<p>牧 区 駐在室</p>	<p>契約面積全体でコシヒカリ 10 kg の契約があったため、10 a 当たりに換算すると 8.79 kg となります。</p>
<p>大滝委員</p>	<p>端数が出ないように全体で 10 kg としたほうが分かりやすいのではないのか。</p>
<p>牧 区 駐在室</p>	<p>10a 当たりの賃料を記載することになっています。</p>
<p>議 長</p>	<p>記載方法について、10 a 当たりの賃料で統一するのか、契約面積全体の契約の場合、全体で何キロと記載できないか、次回の部会までに結論を出してください。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>書式の変更によるものと思われるが、今回出された意見について事務局に報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。  (賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>

議 長 <<柿崎区駐在室の議案>>

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長 <<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>>

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区 柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号3726番から3729番までの4件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付4件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

議 長 <<議案第1号 農地法第4条第1項許可申請について>>

議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

柿崎区 議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」説明いたします。

柿崎区 駐在室 議案書は2頁をご覧ください。

番号3701番は、柿崎区柿崎地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。

3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者は、柿崎区内に居住しており、現在の居宅は建築から56年が経過し、老朽化に伴って建替えを考えましたが、敷地が借地であり、今般、契約期間満了に伴い、土地所有者から明渡しの申出があったため、これまで借地していた土地は、更地に戻して所有者に引渡すことから、自己所有地に一般個人住宅を建築するものです。

農地区分は、柿崎都市計画区域の第一種中高層住居専用地域に位置しているため、第3種農地に該当するものと判断いたしました。

土地利用計画は、住宅1棟、建築面積93.50㎡、物置65.41㎡で合計158.91㎡です。建蔽率23.44%で、工期は許可後から令和4年8月8日までです。

物置については、申請者は申請の手続きは必要ないものと思ひ込み、使用してい

たため、今回の申請に際して、農地法の認識不足であった旨の顛末書が提出されました。転用にあたり、生活排水は公共下水道により処理し、雨水は地下に浸透及び道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

#### <議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は、5頁3732番から16頁3788番までの57件を掲載しましたので、ご覧ください。貸借権設定57件のうち、特徴的な案件について説明いたします。

9頁3750番、3751番はこれまで別の借手が耕作していましたが、農地集約のため、新たな耕作者と利用権を設定するものです。

なお、3750番の終期は、他の契約している筆と合わせるため、令和6年3月9日に設定するものです。

3752番は、旧借手の労力不足のため、新たな耕作者と利用権を設定するものです。3753番は、これまで自作されていましたが、労力不足のため新たな耕作者と利用権を設定するものです。

11頁3760番から15頁3780番までの20件及び16頁3787番1件の計21件は、これまで別の借手と利用権を設定されていましたが、旧借手が経営を縮小されることから、新たな耕作者と利用権を設定するものです。

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### ≪大潟区駐在室の議案≫

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

#### <報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

大潟区駐在室です。よろしく申し上げます。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号4605番から4607番までの3件です。

いずれも耕作者の労力不足による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので本件について承認します。

#### <議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めま

す。

大潟区  
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転の 4 件を説明いたします。議案書は、2 頁から 3 頁をご覧ください。

番号 4610 番から 4613 番までの 4 件は、いずれも譲渡しが財産整理のため、これまで利用権を設定していた地域の担い手に売買により所有権移転するものです。

これら 4 件の案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 5 件について、事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

議案書は 4 頁から 5 頁をご覧ください。

番号 4614 番から 4618 番までの 5 件です。

新規の貸借権設定 3 件についてご説明いたします。

4 頁番号 4614 番、4615 番及び 5 頁 4618 番の 3 件は、前段の報告第 1 号で説明しました関連案件です。

これら 5 件の案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪頸城区駐在室の議案≫

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

**<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>**

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

頸城区駐在室です。よろしくお願いたします  
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。  
議案書は1頁をご覧ください。番号5301番から5302番までの2件です。  
いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、中間管理機構へ貸付予定です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

**<議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について>**

議 長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。  
議案書は2頁をご覧ください。番号5301番の1件です。  
頸城区大蒲生田地内の農地を「一般個人住宅」として利用するものです。  
3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。  
申請者は、車椅子生活の兄と高齢の母親の3人で居住しておりますが、既存住宅は建築後約100年を経過し老朽化しており、母親及び兄との今後の生活を考え、申請農地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建設するものです。  
農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断いたしました。  
工期は、令和4年4月11日から令和4年8月1日までです。  
転用に当たり、生活雑排水は合併浄化槽により処理し、雨水は市道側溝へ排水することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転の1件を説明いたします。

議案書は5頁をご覧ください。番号5358番の1件です。

譲渡人の要望により売買するものであり、双方協議により対価額を総額で決定したため、10アール当りの単価については端数が生じます。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定13件について、事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案書は6頁から8頁をご覧ください。番号5345番から番号5357番までの13件のうち、特徴的な案件に絞って説明します。

議案書8頁、番号5353番は、農地利用集積円滑化事業の満了に伴い、新たに双方で貸借権を設定するものです。

なお、これら13件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。



(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

頸城区  
駐在室

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」説明いたします。  
議案書は 9 頁をご覧ください。番号 5301 番の 1 件です。

本案件は、人・農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<吉川区駐在室の議案>

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

吉川区駐在室です。よろしく願いいたします。

説明に入ります前に議案の差し替えをお願いいたします。事前にお届けした議案の報告第 1 号の 2 頁に番号 6213 番を追記させていただいたことによる差し替えです。他に修正等の箇所はありませんが、一括での差し替えをお願いいたします。

誠に申し訳ありません。

では、改めまして、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知

について」ご報告いたします。

議案書は 1 頁から 2 頁をご覧ください。番号 6205 番から 6213 番までの 9 件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者への貸付が 8 件、他者へ貸付予定が 1 件です。

なお、備考欄に記載した頁と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

#### <議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転の 1 件をご説明いたします。

議案書は 3 頁をご覧ください。

番号 6231 番は、現在、強化促進法により、利用権を設定している譲受人へ売買により所有権移転するものです。10 アール当たりの対価は、総額で決定したため、端数が生じています。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 30 件について、事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案書は、4 頁 6232 番から 10 頁 6261 番までの 30 件を掲載しましたので、ご覧ください。貸借権設定 30 件のうち、特徴的な案件に絞って説明いたします。

4 頁 6233 番は、圃場条件が悪いため使用貸借により、契約していたものですが、契約期間が満了したため、同じ条件で利用権を設定するものです。

5 頁 6236 番、6237 番は、期間 1 年の短期契約をしており、契約期間満了を迎える

ことから、同じ期間で再設定するものです。

6239 番は、これまで譲受人と利用権を設定していましたが、更新手続きが遅れたことから、新たに利用権を設定するものです。

6 頁 6240 番から 6243 番までの 4 件は、これまで譲受人の父親と利用権を設定していましたが、契約期間満了を機に、後継者の息子と新たに利用権を設定するものです。実情は再設定であります。

10 頁 6261 番は、譲渡人が経営を縮小することから、新たな担い手と利用権を設定するものです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### <議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」ご説明いたします。  
議案書は 11 頁をご覧ください。

番号 6202 番は、集落の中心経営体であった前耕作者が昨年亡くなられたため、農地中間管理機構から別の人・農地プランに登載された担い手へ賃借権を移転するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪三和区駐在室の議案≫

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

三和区駐在室です。よろしくお願ひします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁から2頁をご覧ください。

番号8601番から8607番までの7件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、耕作者へ売却1件、賃借人に売却1件、他者へ貸付4件、中間管理機構へ貸付1件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は、3頁から6頁をご覧ください。

内訳は、所有権移転が2件、賃借権設定が12件、合計14件です。

最初に所有権移転について説明いたします。

議案書は3頁をご覧ください。

番号8616番は、現在、農地中間管理機構を通じて利用権設定されている農地を譲渡人が資産整理のため、地域の担い手へ売買により所有権移転するものです。

この案件は、前段の報告第1号で説明しました関連案件です。

番号 8617 番は、これまで利用権を設定していた譲受人へ売買により所有権移転するものです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり決定することといたします。

議 長

続きまして、貸借権設定 12 件を審議いたしますが、5 頁、番号 8608 番の 1 件は、竹原委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により竹原委員は一時退席をお願いいたします。

(竹原委員退席)

議 長

それでは、竹原委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 1 件について説明いたします。

議案書は 5 頁をご覧ください。番号 8608 番の 1 件で再設定です。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、竹原委員関連の番号 8608 番の 1 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長	ただ今の審議の結果、原案どおり決定することといたします。
	(竹原委員復席)
議 長	続きまして、貸借権設定 12 件の内、竹原委員関連の番号 8608 番を除く 11 件について、事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」竹原委員の関連を除く 11 件について説明いたします。
	議案書は 4 頁から 6 頁をご覧ください。新規案件 5 件について説明いたします。
	番号 8609 番は、労力不足のため、地域の担い手に貸し付けるものです。
	番号 8610 番、8611 番、8612 番は、地域の農地所有適格法人へ貸し付けるものです。番号 8615 番は労力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。
	この 5 件に関しては、前段の報告第 1 号で説明しました関連案件です。
	いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	〔「ありません」の声あり〕
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
	他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
	〔「ありません」の声あり〕
議 長	他に何もありませんので、この後の進行は事務局に代わります。長時間のご審議、ご苦労様でした。
	【7. その他】

<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>上野部会長、ありがとうございました。 次に「7. その他」ですが、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。</p> <p>(特になし)</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p><b>【8. 部会長職務代理あいさつ】</b> 閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。</p> <p>(岸田職務代理あいさつ)</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p><b>【9. 閉会】</b> 以上をもちまして、令和3年度第11回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p>

午後2時48分終了